

# 細 則

## 第一条 学域青少年指導員について

1. 学域青少年指導員は、会員の中から1名選出をする。
2. 任期2年（都合により1年でもよい）
3. 学域青少年指導員は、郊外指導委員会の一員として、PTAの運営に協力をする。
4. 学域青少年指導員は、学校と地域社会のパイプ役として、青少により良い環境を作るための協力をする。また、実行委員会に出席し活動報告をする。

## 第二条 常置委員について

1. 横浜市 PTA 連絡協議会（以下「市P連」という）の常置委員当番校を翌年に控える年度に、役員候補者とともに推薦委員会にて候補者を選出する。
2. 任期や活動内容は市P連で定めるものに準ずるとする。尚、担当委員（事業研修・広報）は磯子区PTA連絡協議会で決定された内容に従うものとする。
3. 随時、運営委員会に出席し、活動の報告をする。